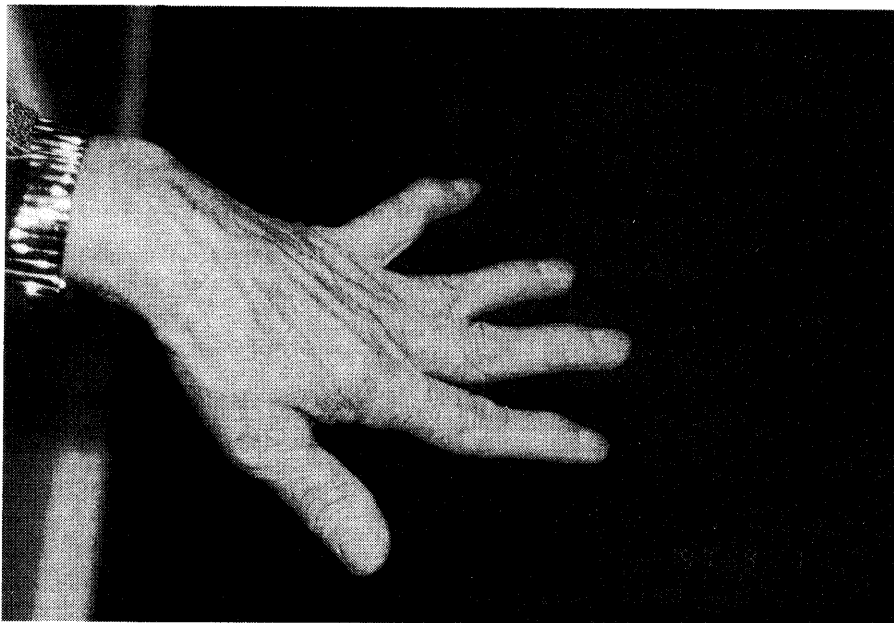


# 関西 労災職業病

関西労働者安全センター

〒540 大阪市中央区内本町1丁目2-13 ばんらいビル602  
TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528  
郵便振替口座 00960-7-315742  
大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284

1997.9.10発行〈通巻第265号〉200円



- 指曲がり症公務外認定処分取消訴訟提訴 豊中市職… 2
- 全国で職場の安全と健康ホットライン…………… 8
- 前線から(ニュース)…………… 10  
連合・労災防止指導員全国研究集会／連合・放射線被ばく限度で要望書／リバプール港湾代表団来日、国際連帯集会／金属機械大阪・秋闘集会安全衛生分科会
- シリーズ労災上積み補償④…………… 13  
地方自治体の上積み補償を考える(その2)  
公平な見舞金条例
- 市民のための情報公開法をつくる大阪集会に参加を／………… 18

6月の新聞記事から／27  
表紙写真／指曲がり症訴訟を提起した原告の手

# 指曲がり症裁判提訴 自治労豊中市職

## 公務外認定の取消しを求め大阪地裁に

### 認定基準の不当性訴え

豊中市立給食センターに長年勤務し指曲がり症(変形性手指関節症)になった2名の学校給食調理員が、地方公務員災害補償基金(以下、基金)大阪府支部の行った「公務外認定処分」の取消を求めて大阪地裁に提訴した。原告は自治労大阪府本部豊中市職所属の組合員であり、豊中市職及び府本部は組織的に裁判闘争に取り組むことを決定している。

両名の職歴、病歴、経過は表1の通り。Bさんはすでに退職されている。

裁判提訴は、自治労島根県本部傘下の安来市職所属給食調理員Cさんに続くもの(表2)。(学校給食は単独校方式と給食センター方式の2種類があるが、Cさんの場合は単独校勤務、豊中の両名はセンター勤務)

この裁判は、指曲がり症問題への取り組み全体にとってはもちろんのこと、従来から問題となっている基金の公災認定の基本的姿勢

を問う極めて重要な意義を有する裁判である。

指曲がり症認定闘争は、1988年後半から自治労をあげて取り組まれてきた全国闘争である。自治労は全国調査の結果をもとに一斉認定運動を展開、基金に対して公災認定を迫るとともに、これを契機として給食調理現場の職場環境改善に強力に取り組み、両面で大きな成果をあげてきた。

認定闘争の結果は1996年までの自治労のまとめでは表3の通りで、自治労としては164名中71名認定(認定率

表1 大阪地裁に提訴した原告の概要

	原告Aさん(女性)	原告Bさん(女性)
現年齢	58才	64才
職歴	1974年5月から豊中市の学校給食センターに勤務 下記の認定請求時までに16年1ヶ月間従事	1970年9月から豊中市の学校給食センターに勤務 下記の認定請求時までに19年9ヶ月間従事
病歴	1985年頃から左手示指第1関節に痛みと腫れ。 1986年「ヘバーデン結節」の診断。 1988年左手中指第1関節、同小指第2関節に痛み。 1988年12月「両手指変形性関節症」の診断。	1980年頃から左手示指第1関節、同小指第1関節・第2関節、右手示指第1関節、同小指第1関節の腫れ、変形。 1983年頃から調理作業中の痛み。 1986年病院で「両手指変形」の診断。 1988年12月「両手指変形性手指関節症、両手指スノヅク変形」の診断。
公務災害認定請求上の疾病名	両手指変形性関節症、ヘバーデン結節	両手指変形性関節症、両手指スノヅク変形、ヘバーデン結節
公務災害認定請求から裁判に至る経過	1990年6月1日 基金大阪府支部に公務災害認定請求 1993年1月13日 基金大阪府支部、公務外認定 1996年8月7日 基金大阪府支部審査会、審査請求棄却 1997年5月14日 基金審査会、再審査請求棄却(6/10本人通知) 1997年9月8日 大阪地裁へ提訴	1990年5月31日 基金大阪府支部に公務災害認定請求 1993年1月13日 基金大阪府支部、公務外認定 1996年8月7日 基金大阪府支部審査会、審査請求棄却 1997年5月14日 基金審査会、再審査請求棄却(6/10本人通知) 1997年9月8日 大阪地裁へ提訴



### 提訴後の記者会見

マイク前中央:水上義博 自治労大阪府本部委員長、  
同 右:山本修 豊中市職委員長

43.3%)、非組合員を含めると172名中73名認定(認定率42.4%)であった。この種の疾病の認定としては相当な成果であった。しかし、認定申請の段階における申請者の絞り込みなどを考えるといちがいには喜べないことも確かであった。その後、公務外認定処分の取消を求め、各基金支部審査会への審査請求、基金審査会への再審査請求闘争が取り組まれたものの、取消裁決は皆無。安来、豊中の事案以前にすでに10件程度の再審査請求が棄却されていたが、いずれも提訴に至っていない。

しかし、各市職と当事者は、どう考えても納得できないとの判断と決意を固め提訴に及んだのである。

### 画一的認定作業の誤り

基金の認定の考え方は、一連の経過の中でだいたいこうであろうということがわかっている。単純化すると次のようになる。

① 給食調理員においては、経験年数、調理食数が多くなると指曲がり症が多くなる

表2 松江地裁に提訴した原告の概要

	原告Cさん(女性)
職歴	1962年4月から安来市立安来小学校に勤務。 以後、一貫して安来市内の小学校で給食調理業務に従事。 1995年3月末で定年退職。 下記の認定請求時まで27年2ヶ月間従事。
病歴	1982年頃から指に痛み、指先に変形がみられるようになる。 その後、悪化し痛みに耐えきれなくなり、 1989年4月「両手指変形性関節症」の診断。
公務災害認定請求上の疾病名	両手指変形性関節症
公務災害認定請求から裁判に至る経過	1989年5月26日 基金島根支部に公務災害認定請求 1993年2月3日 基金島根支部、公務外認定 1996年6月25日 基金島根支部審査会、審査請求棄却 1997年5月1日 基金審査会、再審査請求棄却 1997年7月30日 松江地裁へ提訴

傾向があることは認める。給食調理作業との関連は認めるが、全員あるいは大多数が発症するわけではない。

② であるから、同規模の給食施設の調理員に比較して過重性が認められる場合だけ公務起因性を認める。

つまり、給食調理員という職業集団における多発が確認されるだけではダメで、その多発集団の中でも原因と考えられる労働負担が集団内平均に比較してはるかに過重な部分集団に発症した疾病だけを公務災害と認める、というものである。こうした考え方は頸肩腕障害や慢性腰痛などの認定の考え方と原則的に同じである。

多発集団に属する労働者の中で、認定される労働者と認定されない労働者、症状が比較的軽いのに認定される労働者と症状が重篤にもかかわらず認定されない労働者という、不公正・不公平な結果が必然的に生ずることに

表3 指曲がり症公務災害認定状況（自治労による）

	申請数			認定結果			
	自治労	その他	計	自治労		その他	
				公務上	公務外	公務上	公務外
北海道	35	1	36	22	13	0	1
新潟	1		1	0	1		
群馬	2		2	1	1		
栃木	3		3	0	3		
茨城	1	1	2	1	0	0	1
東京	12		12	1	11		
神奈川	5		5	3	2		
長野	2		2	0	2		
富山	6		6	2	4		
三重	2		2	1	1		
滋賀	3		3	0	3		
京都	1		1	0	1		
奈良	6	2	8	4	2	0	2
和歌山		1	1			1	0
大阪	34		34	20	14		
兵庫	20		20	10	10		
岡山	7		7	2	5		
広島	2	1	3	1	1		
鳥取	4		4	0	4		
島根	2		2	0	2		
徳島	1	2	3	0	1	1	1
福岡	1		1	1	0		
佐賀	4		4	0	4		
長崎	3		3	1	2		
熊本	6		6	0	6		
鹿児島	1		1	1	0		
計	164	8	172	71	93	2	6

なる。

公務災害に限らず民間労働者を対象とする労災保険でも同様である。これが、この種の疾病についての、認定・補償に値する「相当因果関係」の認定当局の「解釈」である。指曲がり症裁判は、この「解釈」の不当性を明らかにしようとしている。

給食調理員に変形性手指関節症が多発しており、その原因が調理作業にあることは医学的に明らかである。これに対して上記の「相当因果関係」の「解釈」を適用すると、因果関係が明らかな患者集団のうちの多くの部分

表4 原告の労働負担（ただし、基金が採用した数値）

	確定診断時までの 経験年数	総給食数	総平均給食数
Aさん	14	4400	314
Bさん	18	5900	328

が公務外とされるので、これは認定当局に与えられた裁量権の逸脱である。したがって、この考え方に基づいて行われた原告に対する公務外認定処分は違法性である。このことを裁判で明らかにしようというのである。これら基金の認定の基本的問題点については、すでに本誌で報告してきたところである（96年2月号、97年3月号）。

さらに、個別認定作業においても、基金の行っていることは矛盾をはらんでいる。

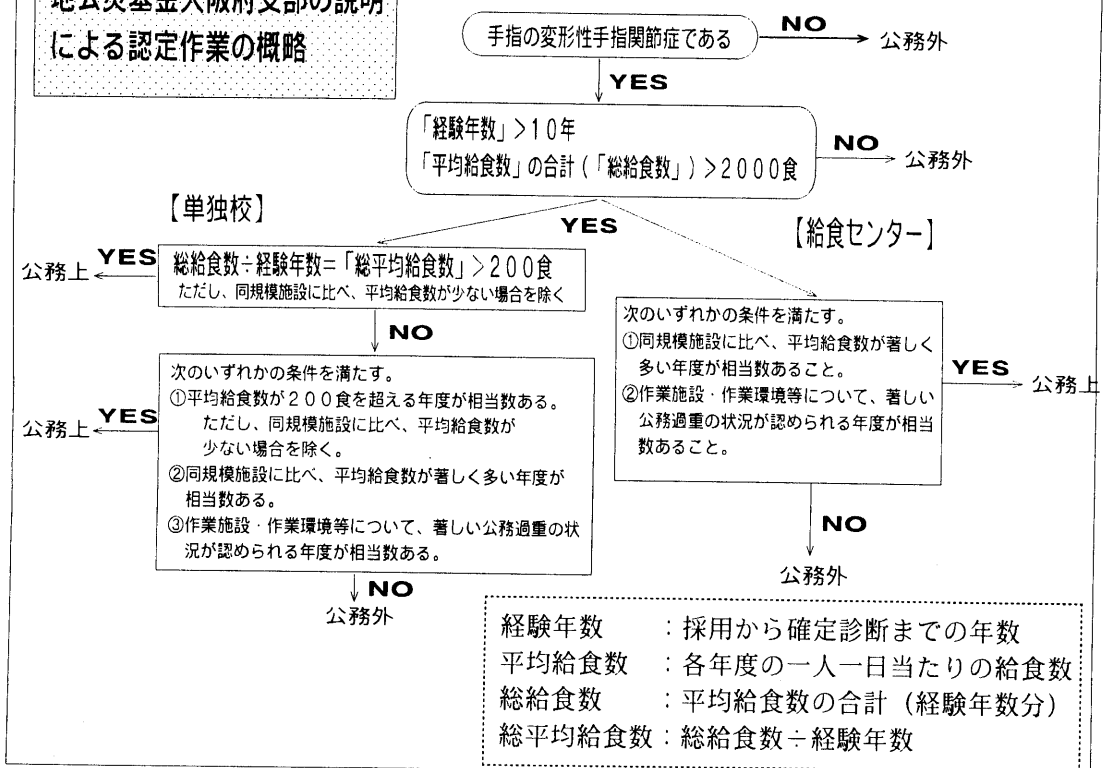
以上のような基金の認定の基本的考え方をベースにした具体的認定基準は図1のようなものである。いくつかの例外もあるかもしれないが、多くはこのフローチャートにしたがって認

定作業がおこなわれたようである。

豊中市の場合、給食センター方式である。「経験年数」と「総給食数」という職歴通算の労働負担を表す尺度でみると、基金が認定したAさんとBさんに関する数値は表4の通りであった。これと図1を対比してみると、原告は【給食センター】以下の①または②の条件を満たしていなかったために公務外とされたと推測される。

①の「同規模施設に比べ、平均給食数が著しく多い年度が相当数あること」における比較対象は、文部省管轄の特殊法人である日本体育・学校健康センター発行の学校給食要覧の統計資料に基づくものとされている。要覧では、規模別に調理場数、所属人員を掲載しており、給

地公災基金大阪府支部の説明  
による認定作業の概略



食センター (要覧の分類では「共同調理場」) については1971年度 (昭和46年度) から統計がある。

たとえば、ある年度において4000食から5000食の規模の調理場が130施設あり、そこで働いていた人員が合計で2300人とする、平均規模を4500と仮定して、この規模における一人当たりの平均食数は、

$4500 \times 130 / 2300 = 254$ 食と算出し、申請者のその年度の一人持ち食数とこの数値を比較し「著しく多い」かどうかを判定するわけである。こうした比較方法は、統計上の規模の範囲のとりかたで比較対象となる平均食数が不正確になる可能性がある。実際、原告の場合、1万食をこえる規模のセンターで働いた年数が多かったが、要覧では、1万から2

万食が統計の区切りであるので幅が大きすぎて、比較の結果はきわめて不正確になり、原告に不利に働いてしまうことになりかねないのである。この点について、労働組合も審査請求の段階で指摘していたところだがまったく顧みられることがなかった。また、「著しく多い」とはどの程度多いことなのかも基金は明らかにしていない。

以上のように、職業的疾患多発集団における認定作業に、集団内部における比較過重性基準を設定すること自体が大きな誤りであるとともに、そうした画一的認定作業そのものにも大きな矛盾が存在しているのである。

旧態依然とした「常識」との闘い

## 変形性手指関節症（指曲がり症）について

田島隆興（整形外科医・田島診療所）

### 変形性手指関節症の病像

手指の関節は一般的に3ヶあり指先から順番に第1関節（遠位指節間関節、DIP関節）、第2関節（近位指節間関節、PIP関節）、第3関節（中手指節間関節、MP関節）と呼ばれます。

母指は指節間関節が1ヶしかありませんので第1関節を指節間関節（IP関節）と呼び、第2関節が中手指節間関節（MP関節）と呼ばれます。さらに手関節に近いところにもう1ヶ関節がありこれを手根中手関節（CM関節）と呼びます。ここでは便宜上、横文字を使います。

指曲がり症という言葉は、これを職業病として報告された岡山大学の衛生学教室と自治労が、従来のこの疾病の概念とは異なることをはっきりさせるために使用した言葉です。

従来この疾病は、医学界では、DIP関節に生じたものをヘバーデン結節といい、第2関節に生じたものをブシャール結節と診断しておりました。

病理学上では変形性関節症であり、指以外では、膝や股関節、脊椎に生じるものと何ら変わるものではありません。関節の軟骨及び軟骨下骨の変性破壊が進む一方で、そのことによる関節の不安定性を代償するような形で新たな骨の新生が認められます。

症状としては、関節の腫脹、疼痛、発赤であり、これは医学上有名な炎症の定義そのものであります。

末期になりますと、関節に新生した骨が隆起し結節を作ります。これは肉眼でもはっきり認められますし、触ると関節の周囲に硬い隆起として触れることができます。

従来の整形外科ではこの末期の隆起に目を奪われてヘバーデン結節という病名に安心しておりました。

学校給食調理員さんの病態は、この従来の整形外科の常識を覆しました。

ヘバーデン結節と呼ばれるような枯れた状態に至るまでに腫脹、発赤、疼痛を毎日繰り返し、痛くて目が覚めるほどの苦痛をもたらすこと、末期に至っても手指を酷使すると不安定な関節は炎症を起し腫脹、発赤、疼痛を来すことが明らかになりました。

侵される関節は先ずDIP関節であり、ついでPIP関節、母指のCM関節、MP関節という順になります。

これはDIP関節が最も負荷に対して脆弱なためであろうと考えられます。

DIP関節が屈曲してくるのは、DIP関節の屈筋の方が伸筋よりも強いので、関節が破壊されそれまでのバランスが失われると次第に屈曲してその結果伸筋の腱も伸びてしまい屈曲位に固定されるためだと考えられます。

### 変形性手指関節症の発生メカニズム

学校給食の調理作業においては、手指に負荷のかかる作業が多数認められます。特徴的な作業としては、

- ・包丁で硬い食材を切る
- ・冷たい牛乳瓶を3-4本片手でつかみ他の箱に移し替える
- ・食器を洗うときに食器どうしが重なりへばりつき1枚ずつはがすのに指先に非常に強い力がかかる等です。

もちろん、重たいものを持ち上げるときに

取っ手が小さい場合、米などビニール袋に入っていてつかみどころのない場合、野菜の入った段ボール箱を開けるときホッチキスが大きく強く、相当強い力を加えない限り開けられない場合等々。

また、大きなしゃもじで釜の中をかき混ぜるとき、大きなタワシで金網のザルの細かい目に詰まった食材をかけらも残さずに除去するとき、等々も指にかかる負担が大きく、患者さんが苦痛を訴える作業となっています。

ところで、膝関節の変形性関節症を悪化させる要因は次のようなことです。

- 1) 体重の増加
- 2) 筋力の低下（特に大腿4頭筋）
- 3) O脚
- 4) 過度の運動

膝関節の変形性関節症から推測して手指の関節にも同じことが言えます。

すなわち、過度の負荷、筋力の低下、手指関節の通常とは異なる方向への屈曲（側方への屈曲、回旋等）

これらのことが手指の関節の先ず軟骨を損傷し、次いで軟骨下骨を損傷させ手指関節の変形性関節症を発生させるわけです。

職業性の変形性関節症をはじめ整形外科医として長年職業病医療に取り組んでこられた田島隆興医師がここで述べられているように、指曲がり症の取り組みは、患者の職業的要因をほとんど無視してきた医学界のオカシナ「常識」との闘いともいえる。

既報の通り、給食調理作業と給食調理員の変形性手指関節症に強い関連があることは、基金が中央労働災害防止協会に委託した調査報告書でも十分明確であるにもかかわらず、調査をした中災防やこの報告を受けた基金は、「結果」を歪曲したり、過小評価した。この点は、因果関係を判断するとき重要な、疫学への正しい理解が欠落していることを示している。結局、基金などは職業的要因を軽視する一方でオカシナ「常識」に引きづられて（引きづられるから軽視するのか）、変形性手指関節症の主たる原因は、遺伝、体質などの素因であるとするのであるが、給食調理員に強い素因を持つ人を選んで採用しているのではない以上、給食調理員における多発を素因に求めるのは論理的に不可能であることは明らかなのである。一種の「笑い話」、「悪い冗

談」と言っても過言ではない。これら医学的判断にかかわる問題点も裁判において明らかにされていくと考えられる。

### 職場改善の取り組みと結んで

給食職場は、ケガ、ヤケドをはじめ公務災害の多発職場である。頸肩腕障害・腰痛の多発も従来から指摘されていたものの、その認定は非常に制限されてきた。しかし、指曲がり症闘争は、「給食現場に職業病はない」＝「安全衛生対策のホターゼ」の図式を大きく崩した。一斉申請後も、追加の認定請求が行われており、高知県、奈良県で公災認定が打ちとられているとともに、追加申請は今後も継続すると考えられる。また、障害補償請求のほとんどが何年も審査中のままである。そのほか、手根管症候群などの職業病も問題となってきている。

職場改善闘争と結合して、指曲がり症闘争は一層の前進が求められている。裁判闘争はその柱の一つであり、今後とも安全センターは積極的に支援していくことにしている。

# 全国で職場の安全と健康ホットライン

全国安全センターが呼びかけ、各地域センターが参加して全国労働衛生週間にぶつける形で職場の安全と健康に関する電話相談を実施することになった。関西労働者安全センターも、「労災隠し」をメインテーマとして、外国人労働者からの相談にも対応することを前面に打ち出し、RINK、大阪労働者弁護団、各ユニオンの各専門家、通訳の方々の積極的なご協力を得てとりくむことになった。全国的には、表1のように13ヶ所で一斉に行われる。

行政主導の安全衛生運動に対する評価は様々であるが、その成果で「労災は着実に減少している」、という実感はあまりない。むしろ、労災隠しや職業病隠しが後を絶たず、

「ゼロ災」運動のかけ声が空疎にきこえるのは我々だけではないだろう。泣き寝入り、不当な示談強要、労災認定基準を盾とした不当な労災不支給、規制緩和の動きを背景に、被災労働者の権利をないがしろにするこうした傾向はますます強まっているのではなかろうか。

労働省の死傷病統計の最近の特徴は、死亡者数は減らないが死傷者数は着実に減少している、ということである。死亡者数・死傷者数は、1986年度と1996年度を比較すると、2,318人・246,891人から2,363人・162,862人と変化している。死亡者数/死傷者数の値は、0.939%から1.451%に増えている。死傷者数の多い製造業、建設業を含め各産業別に

この値の変化をみたのが表2である。すべての産業で増加している。労働現場の様子が変化したのか、重大災害の割合が増えたのか。どこか不自然に見えてならない。労災が隠される傾向が強まっている結果、というのも可能な説明ではないだろうか。

(表1)

少し旧聞に属するかもしれないが、大阪府医師会が1994年12月から95年の1月に実施した「労災隠し

表1 開設一覧 10/1(水)~10/3(金) 10:00~17:00

※上記と異なる開設日、時間は付記。

東京	03-3683-9765	東京東部労災職業病センター
神奈川	045-573-4289	(社) 神奈川労災職業病センター
新潟	025-228-2127	(財) 新潟県安全衛生センター
大阪	06-943-1527	関西労働者安全センター 日本語15:00-21:00 日本語以外は、17:00-21:00
兵庫	06-488-9952	尼崎労働者安全衛生センター 10/1-2のみ
広島	082-264-4110	広島労働安全衛生センター
鳥取	0857-22-6110	鳥取県労働安全衛生センター
愛媛	0897-34-0209	愛媛労災職業病対策会議 10/2のみ
高知	0888-45-3953	(財) 高知県労働安全衛生センター 10/1のみ
大分	0975-37-7991	(社) 大分県勤労者安全衛生センター
熊本	096-372-0915	熊本県労働安全衛生センター
宮崎	0982-53-9400	旧松尾鉱山被害者の会
鹿児島	0995-63-1700	姪良ユニオン/姪良地区平和運動センター



# 労災隠しホットライン 06-943-1527

10月1日(水)、2日(木)、3日(金) 15:00 - 21:00

17:00 - 21:00 日本語以外でも対応(英語、中国語、韓国語、タイ語、ペルシャ語、スペイン語、ポルトガル語 etc.)

に関するアンケート調査」では約4割の医療機関が労災隠しを経験していることが報告されている。また、日本医師会労災・自賠責委員会がまとめた「労災医療の現状と問題点」(1995年12月21日)は、「労災隠しの増加傾向」を指摘している。とくに「そこには、労災かくし事案が増加傾向にあるということばかりではなく、その内容が企業ぐるみで行われている疑いのある事例が増加している」と述べており、われわれの実感とぴったり一致している。

ここで問題が端的にあらわれる外国人労働者を例にとってみる。

安全センターへの外国人労働者からの労災相談は、96年1月から12月で50件(男性43件、女性7件)そのうち労災隠しのケースが

70%の35件である。事務局でスペイン語に対応できるため相談者の国籍は、スペイン語圏のペルー、ボリビアが多いが、その他にブラジル、韓国、中国、スリランカ、タイ、ガーナ、フィリピン、コロンビア、メキシコ、イランなど多岐に及ぶ。労災隠しの理由は、派遣労働者や建設現場の孫請け企業の労働者であるために、雇用主が派遣先、あるいは元請けからの注文がなくなるのをおそれてであり、35件の内派遣労働は9件、建設現場労働は4件である。こうした理由は、日本人労働者の場合でも同じだ。権利が知らされず救済されていない外国人労働者が、入国管理局に收容された後に知識を得て相談してくることもある。今年に入ってから入国管理局の收容施設から被災者が相談してきた例が5件ある。

官製の、上からの安全衛生運動の矛盾を明らかにしていく原点は、現場にしかない。今回の相談活動はそのための取り組みの一つである。どのような結果となるか大いに注目される。

表2 死亡者数/死傷者数の変化

	死亡者数/死傷病者数		1996年度/1986年度
	1986年度	1996年度	
全産業	0.939%	1.451%	1.55
製造業	0.572%	0.941%	1.65
鉱業	1.337%	3.871%	2.90
建設業	1.295%	2.249%	1.74
交通運輸業	1.539%	1.649%	1.07
陸上貨物 運送業	1.490%	2.450%	1.64
港湾荷役業	1.632%	4.746%	2.91

# 前線かろ

## 労災防止指導員全国連携へ第1歩

### 連合が全国研究集会を開催

全 国

連合は9月18日、札幌市で第1回労災防止指導員全国研究集会を開いた。労災防止指導員の制度は、中小の事業場の労災防止対策について、民間の経験を活かして指導効果をあげようというもので、すでに32年の歴史を数える。全国の労働基準監督署ごとに、労使団体から代表が労働大臣の任命を受けて、特に災害が多発する事業場の指導を行っている。

しかしこれまで、特に労

働側の指導員について全国的な連携をはかる取り組みがなされたことはなく、今回ははじめてとなる。なお、この集会は、同17日から19日にかけて開かれた、全国産業安全衛生大会にあわせて開催されたもの。

この日は、労働安全コンサルタントの安田良吉氏が、「これからの労災防止活動の進め方」と題して講演し、これを受けて労災防止指導員活動の活動状況についての議論が進められ

た。そのなかで、指導員の活動状況は、今までほとんど個々の裁量に委ねられていたため、地域によって千差万別であり、時間を割いている割合に十分な効果があげられている状態ではなかったことが明らかになった。

また同日夕方からは、中央労働災害防止協会の主催により、全国の労使指導員が参加する「第1回労災防止指導員全国交流会」も開催され、懇親の機会をもった。

中小、未組織の職場の労働安全衛生対策のためには、労働側の取り組み強化が必要であり、今後は連合の方針の明確化が求められているといえよう。

## 放射線被ばく限度で連合が要望書 緊急時被ばくなど問題多い90年国際勧告

全 国

放射線下作業者の被ばく管理について、ICRP（国際放射線防護委員会）の90年勧告の国内法制への取り入れに向けた作業が、

科学技術庁長官の諮問機関である放射線審議会によって、急ピッチで進められている。

ICRP90年勧告の特徴

として、以前の勧告が1年に50ミリシーベルトとしてきた被ばく限度を5年間の平均が1年あたり20ミリシーベルトに変更することになっていることから、マスコミなどでは被ばく限度の切り下げと報道されることが多かった。しかし、ことはそう単純ではなく、事

故の際の「緊急時被ばく」についての「人命救助などやむを得ない場合」についての具体的規定に踏み込んでいることなど、慎重な検討が必要なものといえよう。

とくに原子力発電所の廃炉が日程にのぼっている現在にあって、労働者被ばく問題の観点から注目されるところである。

審議会事務局である科学技術庁では、この夏に関係省庁を通して各団体から意見を聴取、また審議会の中間報告をインターネットなどを通じて公表し、意見を求めた。これについて連合は7月23日、①女性の職業被ばくに対する規制の重視、②特殊検診の簡素化への反対、③緊急時被ばくの緩和反対の3点について要

望書を科学技術庁長官あてに提出した。

放射線審議会は10月1日の会議以降、労働安全衛生法、電離放射線障害防止規則を含む国内法制への具体的取り入れに向けて、検討を進めていくものと見られている。放射線下作業者の側から、今後さらに十分な検討が必要になっているといえよう。

## リバプール港湾代表団来日 規制緩和反対の国際連帯を！

### 大 阪

今、世界の港湾労働者が各国で進められつつある規制緩和を阻むべく団結し、連帯行動を行っている。今

日、抵抗し闘わずして港湾労働者の権利は守れないと、規制緩和最前線で闘うイギリス・リバプールの港

湾労働者が来日した。

9月12日、港区民センターでの連帯集会には呼びかけ団体のゼネラルユニオン、そして全港湾、その他のユニオンや市民団体などから約300人が集まった。まず最初にリバプールの港湾労働者の闘いを撮影したドキュメンタリービデオ「ピケをこえなかった男たち(The Flickering Flame)」が上映された。1995年にリバプールで起こったことはこうだ。港湾管理会社の一つマージーの子会社トーサイドで働く5名が残業代の支払いを要求して即日解雇された。翌日5名の復職を要求したトーサイドの労働者80名全員解



左から2人目がボブ・リッチー氏、4人目がテリー・サウザー

雇。解雇された労働者たちは、ピケを張る。マージーはピケットラインを越えるようマージーの労働者に指示するが、労働者たちは拒否。そしてマージーの労働者329名は解雇された。その後、マージー社は派遣会社から労働者を受け入れる。

1989年に港湾労働者の権利を保護していた港湾労働法が廃止され、急速な港の民営化、労働者のカジユアル化（日雇い化）が進むイ

ギリスで、それに抵抗し唯一常用雇用を維持していたのがリバプールの港湾労働者たちだった。マージーは、労働者たちがピケを越えるのを拒否するのを知ったうえで、命令しこぞとばかり解雇を行った。

来日したマージーに解雇されたテリー・サウザー氏とトーサイドに解雇されたボブ・リッチー氏は、自分たちの闘いがリバプールだけの問題ではなく世界中で起こっている問題であると

連帯を呼びかけた。9月8日は連帯して国際行動が行われ、スウェーデン、デンマークなどで24時間スト、オランダ、スペインなどで職場集会、日本、カナダ、ニュージーランド、メキシコなどでも集会が開かれた。また、解雇された労働者とその家族の生活を支えるためにカンパも呼びかけている。カンパなど問い合わせはゼネラルユニオンTEL 06-352-9619まで。

## 安全衛生をめぐる状況について

### 秋闘集会分科会で報告

#### 金属機械大阪地本

#### 大阪

金属機械大阪地本では9月17日、秋闘において集会をおこない、午後から行われた分科会の一つで安全衛生活動について議論した。分科会には、助言者として安全センター事務局が参加し、昨年から今年にかけての安全衛生をめぐる状況について報告した。

労働災害・職業病の発生状況についてこのところ死亡者数がまったく減少していないこと、一方で死傷者

数全体では大幅な減少を示しており、統計上も不自然であること、その原因として労災隠しや労災・職業病認定が制限されていることがうかがえる。労働行政は、交通・建設労災などに関する様々な通達を出しているものの、残念ながら実効があがっていないのが実状。その他、有害物質対策における化学物質データシート（MSDS）の活用、昨年改正された安衛

法、地域産業保健センター、喫煙対策指針、労災保険財政の動向などについて報告した。

後半では、参加者をグループに分けて「安全衛生対策の重点方針を5つあげる」をテーマにグループ討論をおこない、最後にその結果を発表しあった。短時間であったが、高齢者対策に配慮する必要があることや全員参加の安全衛生活動の重要性を指摘する意見などなるほどという意見が多く出された。

## シリーズ

### 労災上積み補償④

#### 地方自治体の上積み補償を考える(その2)

# 公平な 見舞金条例モデル

地方自治体の上積み補償を規定する条例、いわゆる「見舞金条例」のモデル条文を作ってみた。以下、逐条解説風に説明してみよう。

#### 名称と目的

名称は、現在のところ「見舞金」との表現が一般的である。他に「公務災害特別支給金」(大阪市)や「付加給付」の表現もある。いずれにしても、法に基づく最低限の補償を補う趣旨であることが明らかである必要がある。

第1条では、簡潔に目的を規定することが重要。見舞金が、法に基づき支給される補償を補うことを目的としていることを明確にする旨の規定があればさらに丁寧だ。

#### 対象の明確化

第2条では、対象となる職員について、漏れないように規定する必要がある。前回に述べた現業の非常勤職員以外で「2・・労働者災害補償保険法・・」に該当する可能性のある職員では、派遣、出向の形をとって他の法人に出ているものが考えられる。

第2項では、この条例が通勤災害も含むものであることを明確にするため、「公務災害

等」を定義をしている。

#### 見舞金の種類

見舞金の種類は、死亡と障害に限っている(「障害見舞金」の対象に傷病(補償)年金受給者を含むことは前回述べたとおり)。他の給与条例により3年間100%の給与支給の規定がある常勤職員等以外で、労基法上の労働者である非常勤職員については、補償の均衡を考えれば休業補償の上積み(給付基礎日額の20%分)の規定が必要になる。この場合に条文を挿入するとすると、次のようなものが考えられる。

第〇条(休業見舞金) 労働者災害補償保険法の適用を受ける者又は〇〇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例〇条〇号及び〇号に規定する者が、公務災害等により休業し、休業補償給付又は休業補償を受けた場合、その期間について、給付基礎日額又は補償基礎額の20%に相当する額の休業見舞金を支給する。

ただこの場合、公務災害、労働災害とも補償金の類は非課税となるため、結果として非

常勤職員の方が受け取る金額の割合はよくなることになる。

法令等による補償との関連、行政実務のスムーズな運用のため、支給は受給権者の請求によることとするのがよいのではないだろうか。

死亡見舞金の支給先は、法令等と同じく、遺族に支給することを定める。厳密には労災保険法、地公災法の遺族の規定と民法の相続権者とは違うが、受給する遺族の範囲、順位等の規定は、前者の法令等による補償と同じく判断するのがよいだろう。

金額の定めは通常「別表」によることになる。ここでは金額については述べない。ただ、労働組合で交渉する際に、自賠責保険の補償水準を参考に要求額を決定していることが多いのだが、これには何の根拠もないことを念頭においておく必要がある。なぜなら自賠責保険は、公務災害でいえば、地公災法の補償に該当するもので、上積み補償とはもともと趣旨が異なるからだ。障害見舞金の1級から14級までの額の傾斜は、むしろ労働基準法の規定を参考にするほうが筋が通っているといえよう。

第5条では、障害見舞金の支給要件が法令等による決定を受けるに至ったときであることを定めている。したがって障害等級、傷病等級の程度については、法令等による補償の実施機関の決定を根拠とすることとする。

障害が残る状態であっても、退職せず給与の支給が見込める場合には、見舞金の額を減額することを定めている。減額率、何年後までの退職かについては、考え方にもよるだろう。しかし、等級に応じて率を変えるのは、

もともと見舞金の額に傾斜があることを考えれば妥当ではない。

第3項は、いったん在職として見舞金を受給した職員が2項の規定年数以内で退職せざるを得ないときには、差額を支給することの規定。

## 調整と支給制限

第6条は、障害等級などの調整規定。第1項は、障害等の等級に変更があったとき、障害によって死亡したときの規定。これも法令等の補償と同一の判断基準になる。第2項は、もともと業務外の障害をもっていた職員の等級についての規定。

第7条は、故意の犯罪行為、重大な過失についての規定は、法令等による補償の判断と同じとする規定。

## 請求のしくみ

第8条では、見舞金の支給手続きを明確にしている。第1項では、法令等による認定、決定を受けたのち、それに基づいて被災職員又はその遺族が請求する必要があることを規定。第2項では、障害見舞金で、受給する前に他の原因で死亡してしまった場合、請求権が遺族に移ることを規定した。ほか、審査と決定、消滅時効について規定。

## 損害賠償等との調整

第9条では、民法等による損害賠償などとの調整を定めた。損害賠償には、第3者によ

る災害の場合の当該第三者による賠償も含まれるものとした。見舞金の額を自治体による損害賠償額が上回る場合に、全額調整とする例もあるが、これは実質的に民事上の過失責任を法的に追求する道を閉ざしてしまうことになり妥当ではない。したがって見舞金の額の2分の1を限度とした。もっとも、民事損害賠償と見舞金については、一切調整不可とするのが原則だが、実際問題として、見舞金条例の当局側の目的の一つはここなのだから限度付きで認めても良いと考えたもの。

前回述べた消防職員などの「賞じゅつ金」については、趣旨が見舞金とは異なることから全く調整しないこととした。第三者からの

賠償については、2分の1を限度とした規定が妥当と筆者は考えるが、議論の余地は充分にある。

第2項では、損害賠償請求が行われて、額が決定するまで時間が経過する場合に、最低支給が確保されている、2分の1の分については内払いすることを定めた。

第10条では、法令等の補償に準じて譲渡制限の規定を定める。もちろん見舞金は私法上の規定であって、この規定があっても第三者に拘束力は及ばないが、自治体と被災職員の間の規定としては必要であろう。

## 見舞金条例モデル案

### 〇〇市職員公務災害等見舞金支給条例

(目的)

第1条 この条例は、職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する見舞金の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者をいう。

- 1) 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する者
- 2) 前号に規定する以外の職員であって労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用を受ける者
- 3) 〇〇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(〇〇年〇〇市条例第〇号)第〇条に規定する者
- 4) 〇〇市消防団員等公務災害補償条例(〇

〇年〇〇市条例第〇号)第〇条に規定する者

5) 〇〇市〇〇条例(〇〇年〇〇市条例第〇号)第〇条に規定する者

2 この条例において「公務災害等」とは、公務上の災害(法第1条に規定する災害をいう。以下同じ。)又は通勤(法第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による災害をいう。

(見舞金の種類)

第3条 見舞金の種類は、次に掲げるものとする。

- 1) 死亡見舞金
- 2) 障害見舞金
- 2 前項各号に掲げる見舞金の支給は、当該見舞金の支給を受けるべき職員又は遺族の請求にもとづいて行う。

(死亡見舞金)

第4条 死亡見舞金は、職員が公務災害等により死亡したとき、当該職員の遺族に支給

する。

- 2 前項の見舞金の額は、別表に定める額とする。
- 3 法第37条の規定は、死亡見舞金を受けることができる遺族の範囲及び順位について準用する。この場合において、法第37条中「遺族補償一時金」とあるのは「死亡見舞金」と読み替える。
- 4 死亡見舞金を受けることができる同順位の者が2人以上あるときは、その人数によって等分して支給する。
- 5 法第39条の規定は、前各項の場合に適用する。

(障害見舞金)

第5条 障害見舞金は、職員が公務災害等により負傷し、若しくは疾病にかかったことにより第2条第1項各号に掲げる法又は条例（以下「公務災害関係法等」という。）に定める障害の等級又は傷病の等級（以下「障害等の等級」という。）に該当するに至ったときに支給する。

2 障害見舞金の額は、別表に定める障害等の等級の区分に応じて定める額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

1) 当該障害又は傷病を理由として、当該障害等の等級に該当するに至った日から起算して3年以内に退職した場合 100分の100

2) 前号に掲げる場合以外の場合 100分の50

3 前項第2号の規定により障害見舞金の支給を受けた者が、同項第1号の規定に該当するに至った場合においては、同項同号の規定によって支給を受ける額から同項第2号の規定により支給を受けた額を控除して得た額を支給する。

(見舞金の額の調整)

第6条 障害見舞金を受けた者の障害等の等級に変更があったため、新たに法別表中の

他の等級に該当するに至った場合又は障害見舞金を受けた者が同一の傷病により死亡した場合は、新たに支給する見舞金の額から従前の障害等の等級に應ずる障害見舞金の額を差し引いた額を支給するものとする。

2 障害を有する者が、公務災害等により負傷し、又は疾病にかかり、同一部位について障害の程度を加重した場合は、加重後の障害の等級に應ずる障害見舞金の額から従前の障害の等級に應ずる障害見舞金の額を控除する。

(支給制限)

第7条 法第30条の規定は、障害見舞金について準用する。この場合において、法第30条中「休業補償、傷病補償年金又は障害補償」とあるのは、「障害見舞金」と読み替える。

(請求)

第8条 見舞金の支給を受けようとするものは、公務災害関係法等による認定又は決定後において、規則で定めるところにより市長に請求しなければならない。

2 障害見舞金を受けようとする職員が請求前に死亡（第6条第1項の規定による死亡を除く。）したときは、当該職員の遺族が請求することができる。この場合における遺族の範囲及び順位は、第4条第3項、第4項及び第5項の規定を適用する。

3 市長は、前2項の請求があったときは、速やかに受給資格を審査し、支給の可否の決定を行い、その旨を当該請求を行った者に通知しなければならない。

4 第1項及び第2項の請求権は、公務災害関係法等による認定又は決定があったことを知った日から2年以内に行使しないときは、消滅するものとする。

(損害賠償等との調整)

第9条 見舞金の支給を受けるべき者が、同一の事由について、民法（明治29年法律第



89号)、国家賠償法(昭和22年法律第 125号)その他の法律による損害賠償を受けたときは、その価額(そのいずれもを受けたときは、それらの合算額)の2分の1に相当する額(その額が見舞金の額の2分の1に相当する額を超えるときは、当該見舞金の額の2分の1に相当する額)の限度において、見舞金を支給しない。

2 前項に規定する損害賠償を受けることができる場合において、当該損害賠償の価額が決定するまでの間は、当該見舞金の2分の1に相当する額を内払いとして支給する。  
(譲渡制限)

第10条 見舞金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

- 1 この条例は〇〇年〇月〇日から施行する。
- 2 この条例の規定は、〇〇年〇月〇日以後に生じた公務災害等に係る見舞金から適用する。

## 〇〇市職員公務災害等見舞金支給 条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、〇〇市職員公務災害等見舞金支給条例(〇〇年〇〇市条例第〇号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(請求手続)

第2条 条例第8条の規定により見舞金を請求する者は、死亡見舞金にあっては死亡見舞金請求書を、障害見舞金にあっては障害見舞金請求書を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求書には、条例第5条第1項に規定する公務災害関係法等による認定又は決定があった旨を証する書類の写し及び市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(請求の代表者)

第3条 死亡見舞金を請求する場合において、死亡見舞金を受けるべき同順位の者が2人以上あるときは、これらの者は、そのうち1人を死亡見舞金の請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。ただし、世帯を異にする等やむを得ない事情により代表者を選任できないときは、この限りでない。

2 前項の規定により代表者に選任された者は、その旨を証する書類を市長に提出しなければならない。

(見舞金の支給決定の通知)

第4条 条例第8条第3項の規定による見舞金の支給の可否についての通知は、死亡見舞金支給可否決定通知書又は障害見舞金支給可否決定通知書により行うものとする。

(書類の様式)

第5条 この規則による請求書及び通知書の様式は、市長が別に定める。

(施行細目)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

# 市民のための情報公開法をつくる 大阪集会に参加を！

**日時** 1997年11月15日午後2時～5時

**場所** 大阪府中央区民センター

(地下鉄堺筋本町駅下車すぐ)

特別講演 **北村哲男** 衆議院議員

**情報公開法**

**国会審議の焦点**

— 私たちはこう考える — 各団体、個人からの意見、報告

主催 **知る権利ネットワーク関西** (連絡先：06-392-3470 岡本隆吉方)  
**関西労働者安全センター** (連絡先：06-943-1527)

各政党から情報公開案が明らかにされるとともに、政府内での法案化作業が進められている今、情報公開法を自分たちの運動の課題としてとらえ、深めていく場にしていきたいと思  
います、是非とも多くの方々のご参加をお願いします、

—— 賛 同 予 定 ——

教育情報の開示を求める市民の会／予防接種情報センター／暮らしの中から政治を変える女た  
ちの会／奈良情報公開を進める会／医療情報の公開・開示を求める市民の会／安威川の自然  
を守る会／神戸空港を考える会／京都予防接種情報センター

## 8月の新聞記事から

8/1 休日出勤や時間外労働した社員3名が書籍販会社に対し支払を求めた訴訟で東京地裁が42万円の支払を命じる判決。判決は、ルミ達成のためで会社の黙示の指示を認定。

8/4 京都市山科区の自動車解体業新井商店の1階作業場から出火、解体車が爆発し従業員ら3名が死亡。

8/5 静岡県菊岡町の東名高速でトラックが横転し、運転手が死亡。流出し塩化水素ガスが発生、運転手は重傷。

8/6 グラムで着陸直前に大韓航空機墜落、35名は救出、死者多数。

広島市で建設中の新交通システム「スカール」で作業車が暴走し別の作業車にぶつかり、これがみどり駅構内に突っ込み、作業員2名死亡、7名負傷。現場は最大15度の勾配があり、スカールを日本で初めて導入したところ。

8/8 日勤で働いていた女性トラック運転手が会社（埼玉県の草加市）の指示した深夜勤務を拒否して解雇された事件で現職復帰などの条件で和解成立。

8/10 守口市のリウム電池工場「テアト」で爆発、火災。付近住民に避難呼びかけ。

8/13 福岡県柳川市の駐在所で警官刺殺。国立横浜病院で医師1名を含む職員7名が結核に感染していることが3月に判明、今も看護婦3名が入院中。医師は昨年10月に死亡したすい臓がん患者の主治医だった。

沼津市の東海道線で踏切の非常停止ボタンにより停車中の貨物列車に普通列車が追突し、43名重軽傷。

劣化ウラン弾被害がロシア内戦など欧州でも存在する可能性をドイツ医師が指摘。

8/14 東京都大田区の路上で顧客相談担当の山一証券部長が刺殺される。

8/15 女子プロレスの麻里子さんが試合中頭部を強打し、急性脳腫脹で翌日死亡。

8/17 米タバコ紙が、6月に基本合意したタバコ訴訟の和解案が実施されれば2002年までに国内喫煙者が最低1000万人減少すると政府内部の分析を伝えた。分析は和解に伴い一箱約90円程度の値上げで喫煙者が大幅に減少すると見込んでいる。

8/21 水俣湾仕切網が23年ぶり撤去開始。茨城県竜崎市上空で自衛隊ヘリと小型機が接触、墜落。3名死亡。

8/22 堺市は昨年の0157事件の報告書をまとめ、総患者数9523名と発表、二次、三次感染

は1557名。

8/25 米カリフォルニア州がメーカを相手取りカリフォルニアによる病気治療に州が支出した公金などの損害賠償を求めていた訴訟で、メーカ側が113億ドル（約1兆3000億円）を支払うことで和解成立。

がイソシチン類を大気汚染防止法の指定物質とすることが決まった。12月1日から施行の見通し。

青森県平賀町の弘南鉄道弘南線で電車が正面衝突、32名重軽傷。列車自動停止装置はついていなかった。

精練工場の空調システムの冷媒に使用されていた代替フロン肝障害発生報告をウェブ最新号が掲載。

8/27 運転中にくも膜下出血で急死したトラック運転手の男性について福岡東労基署が労災認定。被災者は95年1月9日午後6時35分から勤務につき午後9時すぎに路上で昏睡状態となり翌日死亡した。午前7時半から翌日1時半までの18時間を1乗務とする隔日勤務をしていたが、毎月の拘束時間は労働省の定める上限の270時間を超えていた。

東燃川崎工場の一昨年起きた硫化水素漏れ事故で死亡した従業員の遺族補償金約2億円を派遣会社役員ら着服し横領罪に問われていた事件で、横浜地裁川崎支部が執行猶予付きの有罪判決。

済生会兵庫県病院で出産した双子の一人が死亡、一人が重度の障害を負い両親が済生会に対して総額6500万円の損害賠償を求めた裁判で、神戸地裁は5916万円の支払を命じた。患者側は被害の結果を主張すればよく、医師側が最善の注意義務を尽くしたことを証明しなければならぬとして、医師側に立証責任を課す初めての判断。判決は「診療で意外な結果が発生した場合、医師側が注意義務を尽くした証明をしない限り、診療契約の債務不履行の責任は免れない」とした。

8/28 硬膜外移植手術が原因の脳脊髄液漏れ病の3症例が新たに判明し、46症例になったと厚生省が報告。

茶髪をやめなかったことを理由に解雇したのは不当として北九州市の25才のトラック運転手が福岡地裁小倉支部に地位保全仮処分申請。

8/29 家永教科書裁判で731部隊削除は違法と認定するなど教科書検定の部分的違法性を認める初めての最高裁判決、32年間の訴訟は終結。

# 腰痛予防に腰痛予防ベルト 楽腰帯らくようたい

男性用・女性用レギュラータイプ及び  
女性用インナータイプ(リリーフ)

楽腰帯は腹圧効果で腰への負担を30%軽減。  
特徴は、①すぐれた腹圧効果 ②骨盤補強効果  
③運動性と快適性



レギュラ-	男	黒・白	サイズ	S	M	L	LL	3L	ミドリ安全(株)製 宇土博医師考案
			ウエスト	72-80センチ	80-88	88-96	96-104	104-112	
	女	黒・白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88		
インナー	女	ベージュ	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88		

(頒価) 5,700円(送料別) ■タイプ、色、サイズを指定してご注文下さい。

■パンフレットあります。 関西労働者安全センター TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528

## 「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
〃	2部	4,800円
〃	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

## Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式会社

KOKUSAI

# 国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
TEL. 06(551)6854 FAX. 06(551)1259